

- 1 募集方法
- ① 募集期間

令和6年2月16日（金曜日）から令和6年3月18日（月曜日）まで
- ② 提出方法

インターネット（専用応募ページ）又は郵送
- 2 寄せられた意見の数 516件（99人（一部団体を含む）の方から提出）
- 3 寄せられた意見の内容

意見の種別	件数	提出された意見の例
民間団体との協働	99件	・民間団体は公的機関にはできない柔軟な対応を専門性をもって行っていることを認め、対等に扱い、東京都や市区町村のもつ資源や支援を十分に活用することを明記すべきである。 ・協働する民間団体は、一定の基準を満たす民間団体とすべきである。公金を投入する以上、資金面においての透明性は特に確保すべきであり、団体の安全性について考慮する必要がある。
女性自立支援施設の入所、支援内容等	80件	・女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所について推進していただきたい。
計画の記載方法	72件	・図表の統計上の属性の取り方において、戸籍上同性間のDVが捕捉できない。具体的には、夫婦関係は配偶者間とするなどの言い換えをしていただきたい。
計画の対象者	38件	・異なるジェンダーに対応できる包括的な一時保護施設を増やすことが急務である。特にトランス女性の対応については、今後の具体的な保護計画及び進め方を記載されたい。 ・女性の貧困は中年以降シングル女性の方が多いと思う。中高年単身女性も施策の対象としていただきたい。
女性相談支援員の研修等	33件	・困難で複合的な問題に直面している女性を支援するにあたり、女性を中心に関わる多機関との連携を行う為のソーシャルワークの技量がかかせない。組織の力量をあげるための研修の担保が必要。
困難な問題を抱える女性へのソーシャルワーク	27件	・自己決定は「十分な情報提供」に基づくとされているが、支援側による情報の統制・支援の方向づけがされている現状があるのではないか。
関係機関との連携	28件	・特に特定妊婦等の案件で、当事者が20代前半である場合、女性相談支援センターに相談する当事者はいない。こういったケースの支援について医療機関の助産師や各区市町村の保健師との連携が求められる。
社会資源	22件	・地域で支援を必要とされている方に対し、また、施設を退所した後も繋がれる居場所として、女性のデイサービスやショートステイの設置について東京都の具体的計画を望む。
一時保護	19件	・DV等秘匿性の高い人のための一時保護所と、地域につながる社会生活に必要な人や若い女性等が抵抗感なく利用できる通信機器も使えるような生活制限の少ない一時保護所とを分けるべきである。
その他	98件	・支援調整会議、計画の策定方法、女性相談支援センターによる支援、加害者側に関する意見等
合計	516件	